定　款

株式会社 Amazia

株式会社 Amazia 定款

第１章　総　則

（商号）

第１条　当会社は，株式会社 Amazia と称し，英文では Amazia, inc.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は，次の事業を営むことを目的とする。

１．広告業，広告代理業並びに広告宣伝物の企画制作業

２．出版物の編集，印刷，製本，発行，及び販売業務

３．電気通信事業に関わるシステムの開発及び保守の受託，販売並びに賃貸業

４．インターネット，モバイル，ブロードバンドの情報コンテンツソフトの企画，制作，配信及び関連ソフトウェアの製造，販売，リース，運営サービス

５．インターネットを利用した情報の収集，管理，処理，提供の各サービス及び仲介並びに代金決済システムの導入代行業務

６．インターネット，ブロードバンド及び携帯電話等へのデジタルコンテンツの企画制作

７．インターネットのホームページの企画及び制作・管理並びにドメイン取得代行業務

８．前各号に関するコンサルティング業務

９．経営コンサルタント業務

１０．インターネット関連商品，通信回線，通信機器，化粧品，美容機器，健康食品，健康機器，衣料品，服飾雑貨，日用品雑貨及び貴金属の売買並びに問屋業並びに輸出入

１１．その他上記各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は，本店を東京都渋谷区に置く。

（公告方法）

第４条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

（機関の設置）

第５条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、24,000,000 株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 8 条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 9 条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し当会社においては取扱わない

（株式取扱規程）

第 11 条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（株主総会の招集）

第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 13 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

（招集権者及び議長）

第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第 15 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 16 条　株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第 17 条　株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 18 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第 19 条　当会社の取締役は、８名以内とする。

（取締役の選任方法）

第 20 条　取締役は、株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1

以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 21 条　取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役の選定）

第 22 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 23 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第 25 条　取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２　当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたと

きは、この限りでない。

（取締役会の議事録）

第 26 条　取締役会の議事については､法務省令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

（取締役の報酬等）

第 27 条　取締役の報酬､賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 28 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

（取締役との責任限定契約）

第 29 条　当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第 423 条 第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で､その賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第５章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第 30 条　当会社の監査役は、5 名以内とする。

（監査役の選任方法）

第 31 条　監査役は、株主総会において選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 32 条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第 33 条　監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 34 条　監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。

２　監査役全員の同意があるときは､招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 35 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 36 条　監査役会の議事録については、その経過要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

第 37 条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第 38 条　監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 39 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

（監査役との責任限定契約）

第 40 条　当会社は、監査役との間で、会社法第 423 条 第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第 6 章　会計監査人

（会計監査人の選任方法）

第 41 条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第 42 条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　前項の定時株主総会において別段の決議がされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 43 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定する。

第 7 章　計　算

（事業年度）

第 44 条　当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第 45 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第 46 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 47 条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　未払いの配当金には利息をつけない。

以上，株式会社 Amazia の定款に相違ない。

2020 年４月 1 日

株式会社 Amazia

代表取締役社長　　佐 久 間 亮 輔

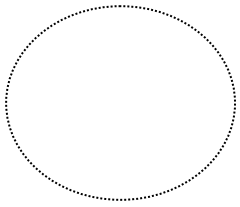
会社実印

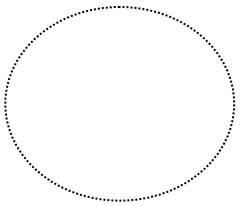
会社実印